

深雪アートフラワー規約

「はじめに」

■ 運営会社の変更及び改定内容について

1964年、深雪アートフラワーの創始者である飯田深雪は、教室運営や普及活動のために自身を代表取締役とした株式会社深雪スタジオを設立し、深雪アートフラワーに料理、テーブルセッティングなど、様々な文化・教養講座をプロデュースして参りました。

この度、株式会社深雪スタジオは、さらに文化事業を拡大していけるよう、株式会社 SS MIYUKI studio として新スタートいたします。それに伴い、深雪アートフラワーの運営事業も新会社（深雪アートフラワー本部となります）に引き継がれます。運営会社はその他文化事業も行いますが、深雪アートフラワーは深雪アートフラワーのまま、今後も運営本部と支部、各講師や深雪会と連携を図りながら、主宰飯田恵秀を中心に創作・指導・普及活動を行って参ります。

2020年改定は、運営会社の名称変更とともに、内容を現在のスタイルと照合しながら、学びやすく活動しやすい内容へと本部協議のもとで修正を行っております。

2020年7月 株式会社 SS MIYUKI studio 深雪アートフラワー本部

■ 主宰 飯田恵秀より

10年以上手付かずであった規約を、運営会社の新スタートに伴い見直すことにいたしました。創始者飯田深雪先生の志を守り、深雪アートフラワーの世界をより深め、さらに広げられる内容へと改訂いたしました。今後も深雪先生の教えである大自然への畏敬の念を心に留め、常に「謙虚」で「感謝」を忘れず「努力」して芸術的なアートフラワーを制作していただきたいと思っております。

2020年7月 深雪アートフラワー主宰 飯田恵秀

■ 1992年4月改定時 創始者飯田深雪の言葉より（旧一部削除）

深雪スタジオでは、これまで、技術の向上や普及をはかるため「師範規定」その他各種の規則を設けてまいりましたが、この度、教育課程などを大幅に改定するのに伴い、規則類も全面的に改めることにいたしました。

皆様ができるだけ自由に、のびのびとアートフラワーを習い、教え、また制作することができるような環境を作ることを眼目にしました。皆様が、この「深雪アートフラワー規約」にしたがって、お互いに親睦を深めながら、新しいアートフラワー活動を続けられるようお願いしております。

1992年4月 創始者 飯田深雪

「規約」

■ 1：深雪アートフラワーと運営本部

【1】深雪アートフラワーについて（旧1－1ママ）

深雪アートフラワーは、創始者飯田深雪が創作し娘飯田倫子と共に日本国内はもとより広く海外にまで広めた独特の造花で、『アートフラワー』という呼び名は「アーティスティック（芸術的な）」及び「アーティフィシャル（人造の）」の二つの言葉を合成して飯田深雪が自ら命名したものです。

【2】名称、商標等について

深雪アートフラワーの名称、商標は株式会社 SS MIYUKI studio が所有します。並びに意匠、型紙及び証書の図柄等も、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、著作権法及び不正競争防止法等の各種法令によって保護を受けていますので、名称使用の際は必ず運営本部である株式会社 SS MIYUKI studio の承認を得てください。また、型紙については、無断での複製や配布、営利活動への利用も禁じます。やむを得ず複製の必要がある場合や、営利活動への利用は必ず事前に本部に報告・相談を入れ、本部の決定に従ってください。

【3】運営本部について

深雪アートフラワーに関する一切の業務は、株式会社 SS MIYUKI studio（以下「本部」と記載）がこれを統轄し、その所在地を東京都中野区東中野5－16－4に置きます。

【4】各地域での活動、支部について

深雪アートフラワーの各地域での活動は、本部が設置した支部がその運営の中心となって行います。各支部の形態は本部の方針に準じ、教務及びそれに関連する業務を行います。

【5】外部教室について

深雪アートフラワーの外部教室は、第三者との講師委嘱契約に基づいて東京ほかの各地にこれを置き、本部または支部から講師を派遣し、本部の方針に準じて授業及び業務をおこないます。

【6】

深雪アートフラワーの個人教室は、スタジオの師範が自ら経営し、または第三者の経営する

教室に出向いて運営する教室で、責任者である師範の方針に従った授業を行うことができます。なお、本部の方針に準じた授業・業務内容が認められれば、受講証や修了証書の発行、師範認定を本部より受けることができます。(個人教室・外部教室については別項参照)

【7】本部業務について

深雪アートフラワーの創作指針、指導内容、普及活動は主宰を中心に協議検討した本部方針に準じ、運営本部がその各業務を行います。

【8】私設団体について

卒業生・師範などによって私設された団体・グループの運営においては、各団体責任者による方針に準じた活動を行うことができます。ただし、深雪アートフラワーの名称を使用する場合は、必ず事前に本部の認可を受けてください。また、深雪アートフラワー及び本部の業務の妨げとなる行為や、公共良俗に反する行為が発覚した場合は、認可の剥奪並びに法的措置を行う場合があります。

【9】名称使用について

下記のいずれかに該当する場合は、必ず事前に本部よりの認可を受けてください。

- ・展示会、即売会、講習会及びこれに類する催事で名称を使用する場合
- ・商標、意匠を書籍やインターネットなど公の場に掲載する場合
- ・作品の販売やメディアへの出演・寄稿、その他営利目的のために名称を使用する場合

尚、卒業生を含む第三者が本部の許可なく深雪アートフラワーの名称を営利目的で使用する行為は法律で禁じられています。また、所定の手続きを経た卒業生、師範らの正当な権利を守るため、本部は違反行為に対して速やかに厳格な対策を講じます。

■ 2：受講申込・受講生について（旧2の授業課程は別項目とする）

【1】受講生について

本部及び支部によって深雪アートフラワーの授業を受ける者を深雪アートフラワー受講生（以下「受講生」と略）と呼びます。

【2】本部・支部での受講申込について

本部・支部による課程コースを受けようとする者は、本部の定める様式に従って申し込みを行って下さい。個人教室・外部教室については各運営元の規定に従い申し込んで下さい。

【3】受講証について

本部・支部管轄内における受講生にはその資格を証明する受講カードが交付されます。授業を受ける時は必ずこのカードを携行し、そのつど担当者に提示し所定の処理を受けてください。

【4】受講料について

受講料は原則全て前払いとなります。各コースで定められた受講料を所定の期日までに納入してください。一旦納入した受講料は原則として返金できませんので予めご了承ください。

【5】欠席・休講・振替について

私用での欠席の場合、受講料の返金はできません。別日の授業への振替をご希望の場合は振替事務手数料をいただく場合があります。

尚、天候不良や流行病など自然災害、講師や本部支部都合による休講の際は、代替受講券を配布し、手数料なしで授業の振替が可能になる場合があります。事情により振替授業ができない場合がありますのでご了承ください。その場合は振替チケットの配布もしくは該当受講料の返金対応をさせていただきます。

【6】閉講について

募集開始から規定人数に満たなかったコースは、別課程への統合もしくは閉講となる場合があります。閉講による振替や別コースへの移行の場合は手数料は発生いたしません。尚、前払い済みの受講料については未開講分を返金いたします。

【5】修了証について

受講生はそれぞれのコースを修了した際に、修了証書が交付されます。

【6】退学・休学・失効について

修了前に受講を中断、一時休止する場合は、本部または支部へその旨を届け出てください。また、無断欠席や受講料未納、受講生の立場にふさわしくない行為があった場合は、受講生の資格を失うことがあります。納入済みの受講料は原則として返金されません。

■ 3：授業課程について

【1】基本課程について

本部及び支部における原則的な授業課程、受講条件は下記の通りです。

「基本課程」

・基礎コース：全12単位（誰でも受講可能）

- ・上級コース：全 36 単位 （基礎コース修了で受講可能）
- ・専修コース：全 24 単位 （上級コース修了で受講可能）

「師範課程」

- ・師範専攻課程：全 24 単位（基本課程卒業生が受講可能）

※ 1 単位の授業時間は本部・支部の状況により一定ではありません。

【2】 課程内容について

基本課程の内容は各年度末に次回内容を、主宰を中心に本部講師らによってまとめられます。

【3】 修了・卒業について

基本課程は原則として規定単位の取得（授業出席）と課題提出の完了をもって修了となります。基礎、上級、専修を全て修了したときに卒業となり、師範の資格を得ることができます。師範については別項を参照してください。

■ 4：卒業生と深雪会（旧 3）

【1】 卒業生について

次の二つのいずれかに該当する者を深雪アートフラワー卒業生（以下「卒業生」と略）と呼びます。

- （1）旧制度高等科以上の課程を修了した者
- （2）本部・支部教室で基本課程を卒業し、修了証書の交付を受けた者
- （3）個人または外部教室で、基本課程と同等の内容を修了し、本部認定を受けた者

【2】 証書・グループ名について

卒業生には卒業証書が交付され、卒業年次ごとに花に因んだグループ名が与えられます。

【3】 深雪会

卒業生は各地ごとにある親睦団体「深雪会」に所属することができます。深雪会は各地区ごとに自主的に決めた会則にしたがって活動していますが、本部・支部と連携しながら、各メンバーの交流、深雪アートフラワーの普及、技術の向上を図る団体です。本部としては卒業生の皆さんに所属を推奨しております。

【4】 届出事項

卒業生は、氏名・住所・連絡先に変更があった場合は、本部まで届出てください。

■ 5：師範について

【1】 師範とは

次のいずれかに該当するものを師範と呼びます。

- (1) 旧制度の下で高等師範または初頭師範の資格を得た者
- (2) 師範専攻課程を修了し、スタジオから師範証書の交付を受けた物
- (3) 個人または外部教室で、本部認定の師範課程を受け、その教室からの推薦によって本部から師範証書の交付を受けた物

【2】 師範の意義

師範とは、文字通り「教える人」「模範を示す人」です。師範課程を修了し、師範認定を受けた者は、意義と責任を自覚し、教養ある謙虚さで、技術を深める努力を怠らないよう心がけて下さい。万が一、その身分立場にふさわしくない行為があった時は、資格の剥奪や破門と処される場合があります。

【3】 師範の権利・特典について

師範の権利としては、下記となります。

- ・「深雪アートフラワー」の個人レッスンを行うことができる。※要事前申請
- ・師範対象の上級クラスが受講が可能
- ・師範会に加入が可能

【4】 師範証について

旧規約のもと交付された「師範会会員証」はそのまま「師範証」としてご使用いただけます。新規約から師範認定された方は、その資格を証明する「師範証」が交付されます。

■ 6：師範の級位について（旧6修正）

【1】 師範の級位

師範は「8級」より始まり「教授」を最高位とした11段階の級位が設けられます。師範認定者には、本部よりいずれかの級位が認定されます。

【3】 9級の廃止について

旧体制の初等師範に該当する師範9級は廃止され、8級に併合されます。

※新規での認定証の発行などはありませんが、希望者には有料発行されます。

【4】 昇級について

師範の昇級は、主宰を中心とした「師範認定委員会」の答申を参考に、師範の名に適した技術力と、教育・コミュニケーション力を重点に、本部が定める内規に基づいて認定します。

【5】 昇級申請について

自ら昇級を希望する師範は、原則として自己の所属する教室を通じ、所定の様式に従って本部に申請を出すことができます。ただし、1年内の昇級は1度・1階級限りとします。

【6】 認定料について

師範の級位認定は、本部に所定の認定料を納めることで有効となります。

【7】 名誉称号・報奨について

深雪アートフラワーの普及に関し、著しい功績のあった者に対して名誉称号を贈呈する場合があります。また、同様に著しい貢献のあった者に対しては報奨を贈呈する場合があります。

■ 7：師範会について

【1】 師範会への入会について

師範コースを修了し、師範の認定を受けた者は師範会に加入できます。

【2】 師範会年会費について

師範会への入会時及び更新時に選択できるランク（シルバー／ゴールド）により年会費が異なります。

【3】 年会費の支払いについて

入会時及び更新時に年会費をお支払いいただきます。年会費の分納や分割はお受けいたしません。尚、お支払いいただいた年会費は返金不可能ですので、予めご了承ください。

【4】 師範会特典について

師範会への加入で下記特典が受けられます。

- ・師範会会員対象の特別クラスを受講できます
- ・店舗（kukkula 東中野）会員への同時加入となります
- ・師範会会員はランクに応じた割引率にて材料をご購入いただけます
- ・師範会展開催の際に作品出展が可能です

■ 7：師範による個人・外部授業について

【1】 個人活動の届出について

師範は、個人または他の師範と共同で深雪アートフラワー教室を開設、もしくは第三者経営の教室に向いて深雪アートフラワーの授業を行う時は、必ず事前に本部に届出て下さい。

【2】 授業内容について

個人または外部での授業を行う場合は、深雪アートフラワーの方針・指導内容・趣旨を原則として、自由な内容で行っていただいて構いません。ただしその場合、基礎・上級・専修・師範など、本部・支部での公式な修了認定は発行されませんのでご注意ください。

本部・支部よりの各修了認定、師範昇級認定を得たい場合は、事前にご相談いただき、必ず本部が定めた内容の授業を行った上で届出てください。

【3】 個人教室でのディプロマ発行について

深雪アートフラワーの名称のもと運営し、個人オリジナルのディプロマを発行しようとする場合は、必ず事前に本部へ届出をし、正式な認可を受けてください。

【4】 個人教室の運営支援について

本部・支部での広報支援、証書料の奨励金などの詳しい運営支援については別紙『個人教室の開き方』（※有料）をご参照ください。

【5】 基礎・上級コース証書用紙について

前規定で本部販売していた証書用紙については販売を廃止し、証書は印刷済みのものを本部より発行に一括とさせていただきます。

■ 8：附則

【1】 施行について

この規約は 2020 年 7 月に発布し、順次新規約へと移行します。（約 1 年間は移行猶予を設けます）

制定 1992年4月1日
一部改正 1993年2月10日
同 1993年5月18日
同 1997年12月10日
同 2002年10月16日
同 2008年4月1日
同 2020年6月1日

【2】各届出書式について

各届出用の書式・専用書類は本部・支部にて配布しております。ご入用の方は各担当までお問い合わせください。

【3】各証書料について

各認定証書の証書料は、各年度頭に設定し、別紙を配布いたします。

【5】店舗（kukkula 東中野本部社屋1F）について

深雪アートフラワー材料のほか、トールペイント、レジックラフト用品を扱う総合クラフトショップです。また本部での開催授業の場合は受付、授業材料の販売もkukkulaにて行います。